

令和3年  
4月 利用分  
から開始

学童保育利用料 の納付が簡単に！



コンビニ納付・スマートフォン決済 はじめます！

### \* コンビニ納付・スマートフォン決済で納付できるもの

令和3年4月利用分(5月請求分)以降の

- 学童保育(放課後児童クラブ)利用料
- 学童保育保険料(傷害・損害保険料)

※ 令和3年3月利用分(令和3年4月請求分)までの利用料等については、コンビニ納付及びスマートフォン決済での納付はできませんのでご注意ください。

### \* コンビニエンスストアでの納付方法

- 送付される納付書に記載されている全国のコンビニエンスストア(セブン-イレブン、ミニストップ、ファミリーマート等)で納付できます。
- コンビニで納付できる納付書の使用期限は、納期限後30日までとなっております。30日を過ぎた場合、金融機関や役場出納室で納付いただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

### \* スマートフォン決済が利用できるアプリ

- PayPay(ペイペイ)



- LINE Pay(ラインペイ)

LINE Pay



- PayB(ペイビー)



スマートフォン決済が利用できるアプリの利用方法等については、各アプリ運営会社へお問い合わせください。

## \* 納付できる場所

### (1) 現金で納付する場合

- 全国のコンビニエンスストア(セブン-イレブン、ファミリーマート等)
- 小野町指定金融機関  
東邦銀行、大東銀行、郡山信用金庫、福島さくら農業協同組合
- 小野町役場出納室

### (2) スマートフォン決済で納付する場合

- 表面のスマートフォンのアプリで納付することができます。

## \* コンビニ納付・スマートフォン決済の注意事項

- 納期限が過ぎてしまった納付書やバーコードが読み取れない納付書はご利用になれません。
- コンビニで納付する場合、納付済通知書、納付書、領収証書は切り取らずにご持参ください。
- 現金で納付した場合は、領収証書が発行されますが、スマホ決済をご利用の場合は、町から領収証書は発行されませんので、各アプリの「利用明細」にてご確認ください。発行を希望される場合は、小野町役場出納室、コンビニ等の窓口で、現金により納付してください。
- 各アプリのダウンロード方法や操作方法等の詳細については、各アプリ運営会社へお問い合わせください。

## \* お問い合わせ先

- 学童保育(放課後児童クラブ)利用料・保険料に関すること  
小野町役場 子育て支援課 ☎ 0247-72-2212(直通)
- アプリのダウンロード・操作方法等について  
各アプリ運営会社ホームページ等をご覧ください。

